

情報セキュリティに関する特約

(目的)

第1条 この特約は、本契約に係る業務における情報の漏えい防止対策に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(機密の保持等)

第2条 受注者は、本契約に係る業務の遂行に当たって、直接又は間接に知り得た発注者の一切の情報を、発注者の許可なく業務以外の目的で使用し、又は第三者に提供（電子メールの送信を含む。以下同じ。）してはならない。

2 受注者は、本契約に係る業務の遂行に当たって入手した資料、データ、情報機器、各種ソフトウェア、記録媒体等（以下「資料等」という。）を次に掲げる事項に留意し、常に適正に管理しなければならない。

一 個人情報等の重要性が高い資料等については、暗号化、パスワードの設定、個人情報の匿名化、アクセス制限等を行うこと。

二 資料等を使用しないときは、施錠ができる書庫等に保管すること。

3 受注者は、本契約に係る業務の遂行に当たって、発注者又は発注者の関係者から提供された資料等（以下「発注者の提供資料等」という。）の発注者若しくは受注者の社外への持ち出し（電子メールの送信を含む。）、第三者への提供、業務以外の目的での複製又は複製等を行ってはならない。ただし、情報漏えい防止のための万全の措置を講じ、あらかじめ発注者の承認を得た場合はこの限りでない。

(再委託時の特約条項遵守)

第3条 受注者は、発注者の承認を得て本契約に係る業務の一部を他に再委託する場合は、再委託先の事業者がこの特約条項を遵守させなければならない。

(情報システムの接続等)

第4条 受注者は、本契約に係る業務の遂行に当たって、発注者の管理するネットワークへの受注者の情報機器の接続又は発注者の管理する情報システムの利用（以下「情報システムの接続等」という。）をするときは、あらかじめ発注者の指示に従い必要な手続きを行わなければならない。

2 受注者は、情報システムの接続等を、本契約に係る業務以外の目的で行ってはならない。

3 受注者は、情報システムの接続等を、発注者の定める利用基準に従って適正に行い、あらかじめ発注者の承認を得た場合を除き第三者にさせてはならない。

4 受注者は、情報システムの接続等に当たっては、前項に定めるもののほか、情報セキュリティを確保するための必要な対策を講じなければならない。

5 発注者は、受注者が前各項の規定に違反した場合には、発注者の管理するネットワークからの受注者の情報機器の切断又は発注者の管理する情報システムの利用停止等の措置

をとることができる。この場合において、本契約に係る受注者の業務の円滑な遂行に支障が生じることがあっても、発注者はその責任を一切負わない。

(提供資料等の返還等)

第5条 受注者は、発注者の提供資料等を業務完了後直ちに発注者又は発注者の関係者に返還(受注者の情報機器からのデータの消去を含む。)しなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは当該指示に従うものとする。

2 受注者は、発注者の許可を得て発注者の提供資料等を再委託先の事業者又は第三者に提供した場合は、業務完了後直ちにそれらを回収しなければならない。

(違反時の報告等)

第6条 受注者は、この特約条項に違反する行為が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合は、直ちに発注者にその旨を報告し、発注者の指示に従わなければならない。

2 前項の場合において発注者に損害が生じたときは、受注者は、発注者にその損害を賠償しなければならない。

(立入検査)

第7条 発注者は、この特約条項の遵守状況の確認のため、受注者又は再委託先の事業者に対して立入検査を行うことができる。

(情報セキュリティの確保)

第8条 発注者は、本特約に定めるものの他、必要に応じて、受注者に対し情報セキュリティを確保する上で必要な対策を実施するよう指示することができる。この場合において、受注者は、当該指示に従わなければならない。